

福山市立大学学位規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第45号

改正 平成26年12月18日規程第13号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき福山市立大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、福山市立大学学則(平成23年規則第1号。以下「学則」という。)第42条第1項及び福山市立大学大学院学則(平成27年規則第3号。以下「大学院学則」という。)第38条第1項に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士の学位を授与するに当たっては、別表第2に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学士及び修士の学位授与)

第5条 学長は、学則第41条の規定により卒業を認定した者及び大学院学則第37条の規定により修士課程の修了を認定した者に対し、学位記により学位を授与する。

(学位授与の取消し)

第6条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科教授会(以下「教授会」という。))の意見を聴いて学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 教授会が前項に規定する議決を行う場合は、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学士の学位を授与する場合 別記様式第1号

(2) 修士の学位を授与する場合 別記様式第2号

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

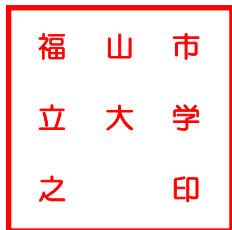
学 部	学 科	学士の学位に付記する専攻分野の名称
教育学部	児童教育学科	教育学
都市経営学部	都市経営学科	都市経営学

別表第2（第4条第2項関係）

研 究 科	専 攻	修士の学位に付記する専攻分野の名称
教育学研究科	児童教育学専攻	児童教育学
都市経営学研究科	都市経営学専攻	都市経営学

第 号

学 位 記



名 前

年 月 日生

本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科の所定の課程を修め
本学を卒業したので学士（〇〇〇〇〇〇）の学位を授与する

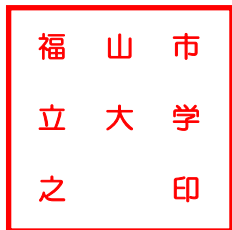
年 月 日

福山市立大学長 〇〇〇〇〇



第 号

学 位 記



名 前

年 月 日生

本学大学院○○○○研究科○○○○専攻の所定の修士課程を
修了したので修士（○○○○○○）の学位を授与する

年 月 日

福山市立大学長 ○○○○○

